

届出書提出（事後届出）の手引き

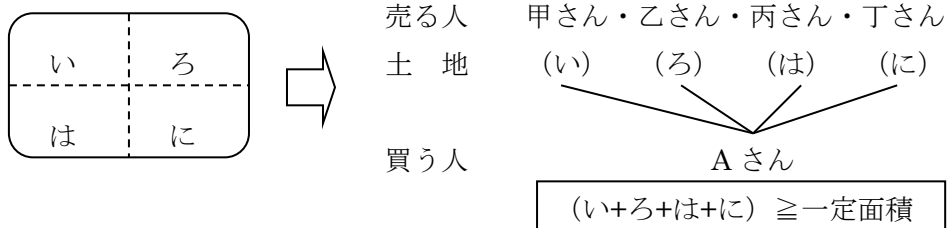
【1 土地売買等届出（事後届出制）について】

羽島市内における一定面積以上の一団の土地について、売買等の取引の契約をした場合には、権利取得者は契約後2週間以内に届出が必要です。

一定面積以上

- ① 市街化区域・・・・・・・・・・2,000㎡以上
- ② ①以外の都市計画区域・・・・・・・・5,000㎡以上

一団の土地



売買等の取引

売買・共有持分の譲渡・営業譲渡・譲渡担保・代物弁済・交換・
予約完結権、買戻権等の譲渡・地上権、賃貸借権等の設定、譲渡

※なお、これらの取引の予約の場合にも届出が必要です。

【2 届出書の様式】

- (1) 土地売買等届出書・・・・・・・・・・3部
- (2) 添付書類等・・・・・・・・・・3部（次表参照）

【3 届出の場所（お問合せ先）】

建設部都市計画課窓口（羽島市役所2階）に提出してください。

○電話番号：058-392-1111（内線2133）

届出に必要な添付書類

| 提出書類 | 備考 | 部数 |
|----------|-----------------------|----|
| 土地売買等届出書 | ※令和8年4月1日より新様式に移行します。 | 3 |

| 添付書類 | 備考 | 部数 |
|------------|------------------------------------|----|
| 1 位置図 | 縮尺5万分の1以上の地形図 | 3 |
| 2 付近の状況図 | 縮尺5千分の1以上の図面（住宅地図でも可） | 3 |
| 3 見取図 | 土地の形状を明らかにした図面（公図の写しでも可） | 3 |
| 4 契約を証する書類 | 届出に係る土地売買等の契約の契約書の写し又はこれに代わるその他の書類 | 3 |
| 5 別紙海外居住者 | 譲受人の住所が国外の場合、国内の連絡先を記載した別紙を提出 | 3 |

(1) 届出書は、同一の権利取得者（譲受人）、譲渡人において締結した契約ごとに必要です。

(2) 届出を要する「一定面積以上」の判断にあたっては、『一団の土地』に注意してください。

個々の取引面積は小さくても、権利取得者（譲受人）が取得した土地を合計すると一定面積以上になる一団の土地取引は、個々の契約について、契約の都度届出（契約締結の日から起算して2週間以内）が必要となります。

(3) 届出を代理人名で行おうとするときは、代理権の範囲を明確にした委任状を添付してください。このとき届出書上の名義は「〇〇代理人△△」となります。

※単に仲介する不動産業者は、上記の代理人には該当しません。

（委任状の標準的な書式 P4 参照）

(4) 届出書の記載欄に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

（P6 参照）

- (5) 権利取得者（譲受人）又は譲渡人が共有である場合、共有する者全員の住所・氏名の記載が必要です。

(P5 参照)

- (6) 届出書は、取引した土地の所在する市町村の窓口に提出してください。市町村では、届出書の記載、添付書類に不備・誤り等がないかを審査したうえで不備等がなければ提出された副本1部に受理印を押印し返却します。

- (7) 届出書は、市町村で正式に受理された後、県又は市町において利用目的の審査を行います。

- (8) 県又は市町で審査した結果、利用目的が土地に関する計画等に適合しない場合等には、助言・勧告を行います。

- (9) 県又は市町で審査した結果、利用目的が適正と認められた場合、原則として勧告しない旨の通知書は交付しません。受理日から起算して3週間以内に勧告及び審査期間延長に係る通知がない場合には、不勧告であったものとみなしてください。（勧告しない旨の通知書が必要となった場合には、その旨書面にて申し出てください。）

- (10) 勧告を受けた権利取得者は、勧告に基づき講じた措置について報告していただきます。勧告に従っていただけないときは、その旨を、公報・マスコミ等を通じて公表します。

- (11) 届出をしなかったり、偽りの届出をすると、6ヵ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

委任状

年 月 日

羽島市長 様

本人（委任者）

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

私は、次の物件の所有権（その他）の移転（設定）に関し、下記のことを代理人として国土利用計画法の規定に基づく土地売買等届出書等の.....

.....
に関する権限を委任します。

（物件の表示）

所 在 _____

地 目 _____ 面積 _____ m²

記

代理人（受任者）

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

※（注意） 下線部の箇所はすべて記入してください。

なお、.....部には代理権の範囲を記載してください。

例：提出、取下げ等

共有者名簿

| 住所・氏名 | | 持分 |
|-------|--|----|
| 住所 | | 分の |
| 氏名 | | |
| 住所 | | 分の |
| 氏名 | | |
| 住所 | | 分の |
| 氏名 | | |
| 住所 | | 分の |
| 氏名 | | |
| 住所 | | 分の |
| 氏名 | | |
| 住所 | | 分の |
| 氏名 | | |
| 住所 | | 分の |
| 氏名 | | |
| 住所 | | 分の |
| 氏名 | | |
| 住所 | | 分の |
| 氏名 | | |
| 住所 | | 分の |
| 氏名 | | |
| 住所 | | 分の |
| 氏名 | | |

土 地 に 関 す る 事 項

| 土 地 に 関 す る 事 項 | 番 号 | 所 在 | | | 地 目 | | 面 積 | |
|--------------------------------------|--------|------|----|------|-----|----|------------|-----------|
| | | 登記簿 | | 住居表示 | 登記簿 | 現況 | 登記簿 (㎡) | 実測 (㎡) |
| | | 町又は字 | 地番 | | | | | |
| | 1 | | | | | | | |
| | 2 | | | | | | | |
| | 3 | | | | | | | |
| | 4 | | | | | | | |
| | 5 | | | | | | | |
| | 6 | | | | | | | |
| | 7 | | | | | | | |
| | 8 | | | | | | | |
| | 9 | | | | | | | |
| | 10 | | | | | | | |
| | 11 | | | | | | | |
| | 12 | | | | | | | |
| | 13 | | | | | | | |
| | 14 | | | | | | | |
| | 15 | | | | | | | |
| | 16 | | | | | | | |
| | 17 | | | | | | | |
| | 18 | | | | | | | |
| | 19 | | | | | | | |
| | 20 | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | |